

よくあるご質問（補助要件・機器要件編）

Q1

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が6.0kWのものを設置検討している。部分的に5.1kW分の補助金は出るか。

A1

5.1kWを超える太陽光発電設備については「補助対象外」となり、部分的にも補助は出来ません。

Q2

太陽光発電設備の設置を検討している。FIT/FIP制度の認定を受けないこととあるが、売電してはいけないということか。

A2

前提として太陽光発電設備において導入場所の敷地内で発電した電力量の30%以上を自家消費することが要件にあり、自家消費しきれない余剰電力については、FIT/FIP制度の認定を受けないいわゆる非FITでの売電は可能です。なお本市では「非FIT余剰電力買取」を実施する事業者を市で登録し、その事業者を公表していますのでご参考ください。

URL⇒<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/14/109555.html>

Q3

複数の設備を同時に設置しようと検討している。例えば太陽光発電設備と蓄電池、高効率給湯器の補助を申請した場合、上限はいくらになるか。

A3

太陽光発電設備の補助上限は55万円、蓄電池の補助上限は75万円、高効率給湯器の補助上限は20万円となります。この各上限を合算した金額150万円が今回のケースの上限となります。申込み可能メニューの組み合わせについてはホームページ内3. 申し込みが可能なメニューの組み合わせをご確認下さい。

Q4

ポータブルの太陽光発電パネルとポータブル電源の購入を検討しているが申請可能か。

A4

自ら居住する住宅に設置する必要がありますので本ケースは補助対象外となります。

Q5

太陽光発電設備が設置済みで、蓄電池を新たに設置検討しているが、申請可能か。

A5

太陽光発電設備の補助との併用が蓄電池の補助要件となるため、補助対象外となります。

Q6

太陽光発電設備が設置済みで、高効率給湯器を導入したいが、申請可能か。

A6

太陽光発電設備がすでに家に設置されている、または新しく設置する場合はその他要件を満たす限りにおいて補助の対象です。

Q7

現在コージェネレーションシステム（エネファーム）が自宅に設置されており、太陽光発電設備を新たに入れたいが申請可能か。

A7

「太陽光発電設備以外のコージェネレーションシステム等の発電設備が設置されていないこと、また補助事業終了後に設置しないこと」の要件に達しますので、補助対象外となります。なお、太陽光発電設備の設置と同時にコージェネレーションシステムを給湯器に入れ替えられる場合は対象となります。

Q8

既に太陽光発電設備を設置していて、FITの認定を受けている。追加で5.1kw以下の太陽光発電設備を非FITで追加する場合申請可能か。

A8

「補助要件、運用等に係る要件」中の「設置する住宅に太陽光発電設備が設置されていないこと」に違えますので対象外となります。

Q9

補助金の併用について具体的に教えてほしい。

A9

本補助金は補助対象設備に対してその他の国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助金等との併用はできません。例えば、太陽光発電設備と高効率給湯器を導入し、その他断熱窓の改修をするとき、太陽光発電設備と高効率給湯器は本補助金を活用し、国の補助金は断熱窓の改修のみに使われるというように両補助金の対象が完全に切り分けられていると見なせられる場合、本補助金の対象となります。

具体的なその他国の補助金との活用例として、新築で本市補助金を活用し太陽光発電設備と蓄電池システムを導入する場合、新築に設置する太陽光発電設備と蓄電池システムについては、みらいエコ住宅2026事業の新築の補助の対象に含まれていない設備のため、本市補助金とみらいエコ住宅2026事業を併用することが可能です。

なお、その他の補助金の補助要件については、申請者自身で交付元に確認してください。

Q10

自宅とは別のところに倉庫があり、そこに太陽光発電設備の設置を検討している。申請可能か。

A10

要件に自らが居住する市内の住宅に対象機器を購入、かつ、設置しようとする者が補助対象であり、住宅でない倉庫への設置は補助対象外です。

Q11

エネファームからエネファームへの入替を検討しているが、申請可能か。

A11

エネファームからエネファームへの入替えは補助対象です。設置する太陽光発電設備が設置されている、又は導入に併せて太陽光発電設備を設置することが要件です。

Q12

エコキュートからエコキュートへの入替を検討しているが申請可能か。

A12

エコキュートからエコキュートへの入替えは補助対象外です。給湯器の入替えについては別途ホームページ内「高効率給湯器の機器要件について」をご確認下さい。なお、設置する太陽光発電設備が設置されている、又は導入に併せて太陽光発電設備を設置することが要件です。

Q13

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力の合計値両方が5.1KW以下でないといけないうか。例えばモジュールが4.5kWで、パワーコンディショナーが6.0kWの場合など

A13

令和7年度よりパワーコンディショナーの定格出力の合計値は考慮しないため、パワーコンディショナーが5.1kWを越えていてもモジュールが5.1kW以内であれば補助対象となります。

Q14

家を新築し太陽光発電設備を設置するため補助金を活用したい。契約や着工前に申請しないといけないうことであるが、契約とはどの時点を目指すか。

A14

ここでは仕様と金額が固まってからの最終的な契約を「本契約」、それ以前の、住宅メーカーの決定などの時点で締結する契約を「仮契約」と呼びます。最終的な仕様のもとでの見積書を取得していただく必要があるため、この場合の契約は「本契約」を指します。

また、「仮契約は実施済みで今後本契約に至るまでの間で仕様が固まっていくという状況（交付申請時には最終的な仕様のもとでの見積書を取得できる必要があります。）」の場合、見積書の取得が事実上一者に限られると認められるケースとなります。（なお、このとき一者のみで見積書を添付して申請する場合は「交付申請書の理由記入欄②」をご記入ください。

Q15

当該補助金を活用し太陽光発電設備を設置した。その後、屋根に余剰スペースがあるため、太陽光発電設備を増設したいと考えているが可能か？

A15

太陽光発電設備の法定耐用年数である17年間は補助要件を満たす必要があります。この場合、「当該補助金を活用して設置された太陽光発電設備以外のコージェネレーションシステム等の発電設備が設置されていないこと。また、事業終了後も設置しないこと。」に違えるため増設は認められません。

よくあるご質問（交付申請編）

Q1（相見積もり関係）

2者以上の相見積もりが必要とあるが、施工等事業者に申請書類の提出を依頼する場合も申請書類と同時に2者以上の見積書を提出する必要があるか。

A1（相見積もり関係）

例えば、不採用となった見積書のみを、施行等事業者を介さず申請者の氏名及び住所を添えて直接市に提出することは可能です。

Q2（申請書関係）

申請書類は全て手書きでも、データ入力でもいいか。

A2（申請書関係）

全て手書きである必要はございませんので、データ入力でも構いません。ただし交付申請書4ページ中<施行等事業者に係る誓約事項について>欄は必ず申請者による自署又は記名の場合は押印が必要です。

Q3（相見積もり関係）

2者以上の相見積りについて、取扱いメーカーの違いがあるが、交付申請書の理由記入欄を記入したら問題ないか。

A3（相見積もり関係）

理由記入欄を記入いただけたら問題ありません。ただし、前提として「同等の仕様である」とみなす必要があります。例えば太陽光発電設備で算出される補助金額が異なる内容（A：4kW、B：3kW等）で申請はできません。

Q4（申請書関係）

交付申請書中の補助申請額下に内訳ベース分と協調補助分とあるが、どう記入したらよいか。

A4（申請書関係）

本補助金は基本的に国の交付金を財源としておりますが、太陽光発電設備の補助に限り、ベース分（国の交付金活用）と協調補助分（市単独補助）があります。補助対象経費等確認・計算書で計算されたベース分と協調補助分の金額をそれぞれ転記してください。他の設備は協調補助はありませんので協調補助分は0円となります。

Q5（申請書関係）

太陽光発電設備で例えばモジュールの公称最大出力の合計値5.1KWとパワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.98KWの場合は、4kWで補助金額を計算すれば良いか。

A5（申請書関係）

お見込みの通りです。この場合の補助金額は4kW×11万円/kW=44万円になります。ただし11万円/kWのうち4万円/kWは市費での協調補助分であるため、協調補助分が予算超過した場合、以降は7万円/kWの補助になります。

Q6（予算関係）

交付決定後着工までにかかり日が空いてしまうが、予算確保はされるのか。

A6（予算関係）

交付申請を受付した時点で予算が確保されます。

Q7（申請書関係）

写真の撮り方で「工事看板等を使用するか、メモなどを映しこむことで少なくとも撮影日がわかるようにして撮影」とあるが、アプリで撮影日などを入れたものでも問題ないか。

A7（申請書関係）

撮影日が書かれた看板又は紙等を**写しこんで**ください。例えば日付を表示させたスマートフォンを写しこんでの撮影でも可能ですが、撮影後の写真への加工や日付が打ち込まれる**アプリの使用は不可**となります。

Q8（相見積もり関係）

2者から見積もりを取得し、補助申請額を計算したが同じ金額ではなく一方が低い計算結果となった。見積金額はもう一方が安いけどどちらを採用しないといけないか。

A8（相見積もり関係）

交付申請にあたってそれぞれの見積書に基づいて算出した補助金の申請額が異なる場合は、低い方の額となる見積書を採用していただく必要があります。例えば補助金の申請額を計算した結果、A社が55万円、B社が44万円の補助金申請額となった場合、B社を採用していただく必要があります。設備費+工事費の安い方ではない点にご注意ください。

Q9（相見積もり関係）

太陽光発電設備と蓄電池を設置予定だが、見積書はそれぞれの機器毎に取得する必要があるか。

A9（相見積もり関係）

補助対象となる機器の設備費と設置工事費がそれぞれわかる内容での見積書であれば、機器毎に見積書を取得する必要はありません（1枚になっていても可。）。ただし、同等の仕様での2者以上の相見積もりは必要です。詳しくはよくあるご質問（交付申請編）A3をご参照ください。また、この場合補助金の申請額合計が低い方を採用していただく必要があります。

例えば、A社見積もりで計算した補助金申請額が太陽光発電設備：55万円、蓄電池：50万円の合計105万円、B社見積もりで計算した補助金申請額が太陽光発電設備44万円：60万円の合計104万円となる場合、B社の見積もりを採用いただく必要があります。

Q10（相見積もり関係）

交付申請要件に2者以上の見積もりが必要とあるが、同じ会社の別事業所で取得した見積もりでもよいか。

A10（相見積もり関係）

2者とはあくまでも別の事業者を想定しており、例えば●●株式会社北大阪事業所と●●株式会社南大阪事業所というような同一会社で別事業所の見積もりでは別の事業者とはみなせません。

Q11（申請書関係）

交付申請を行ったが、交付決定を受ける前に交付申請を取り消す場合、どうしたらいいか。

A11（申請書関係）

交付申請取下げ書を記載していただく必要があるため、本市環境政策課へお問い合わせください。

Q12（相見積もり関係）

太陽光発電設備、蓄電池、高効率給湯器の導入を考えているが、太陽光発電設備・蓄電池と、高効率給湯器で別々の会社に見積もりを依頼しても問題ないか？

A12（相見積もり関係）

太陽光発電設備と蓄電池の相見積もりをA社とB社から取得し、高効率給湯器はC社とD社で相見積もりを取得した結果、太陽光発電設備と蓄電池はA社、高効率給湯器はC社の施工となっても問題ございません。ただし交付申請は当該補助金が交付された対象機器が設置されている住宅につき、1年度1回限りのため、交付申請を分けることはできません。必ずまとめて交付申請してください。また相見積もりの取得についてはよくあるご質問（交付申請編）A9をご参照ください。

よくあるご質問（実績報告編）

Q1

交付申請は自身が行ったが、補助金の振込みは同居人名義の口座にしてほしい。

A1

交付申請者と補助金の振込先となる口座の口座名義人は同一である必要があります。

Q2

太陽光発電設備の写真について、モジュールの部分は撮影することが難しくパワーコンディショナー部分やリモコン部分の写真でも問題ないか。そもそも写真が撮れない場合はどのようにしたらいいか。

A2

コージェネレーションシステムなど太陽光発電設備補助を併用しない場合は、(A)（下からの撮影などによる）モジュール部分の一部が写っている写真、(B)現に発電されていることが分かる写真（パワーコンディショナーの液晶を拡大した写真など）のいずれかを提出してください。太陽光発電設備への補助もしくは他と併用する場合は、1枚で画角内に収まらない場合は可能な限り引きの画角で撮影いただいたうえで複数枚の写真にまたがっても良いので、複数枚の写真ですべてのモジュールが網羅されるようにしてください。

Q3

領収書について、銀行から販売事業者へ振込みにて代金を支払ったが、振込時に銀行から受け取った振込金受領書（振込み依頼書の控え）が領収書になると販売事業者に言われた。

A3

実績報告時の提出書類に、設備費及び設置工事費が確認できる申請者宛ての領収書の写しが必要ですが、このケースのように口座振替等による支払いを行った場合は、振込み依頼書の控えやインターネットの送金履歴など申請者から販売事業者等への支払いの事実を確認できる書類の写しを代わりに提出してください。その場合、設備費及び設置工事費が分かるもの（明細書や見積書等）を添付してください。

Q4

交付決定を受けたあと設備の変更があった場合、交付決定は取り消されるか。

A4

交付決定を受けた後に仕様等の変更があった場合、実績報告前に計画変更承認申請書と変更後の内容が分かる資料の提出が必要です。例えば太陽光発電設備において、発電容量を当初計画していたものよりも減少させた場合などが該当します。その場合は交付決定金額の減額を行います。発電容量を増加されたことによる増額は行いません。

Q5

交付決定を受けたあと、交付決定を受けた対象設備において他の国の補助金を受けることになった。

A5

補助対象設備において国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助金の併用はできませんので、計画中止承認申請書の提出が必要です。

Q6

各機器において新品であることの証明書類の提出が必要であるが、どのような書類を提出すればよいか。

A6

出荷証明書や納品書、メーカー保証書の添付で差し支えありません。

工事内容証明書の項目にも新品の証明に係る項目を設けておりますので上記書類提出が困難な場合は工事内容証明書にてご提出ください。